

Q 1 契約期間を教えてください。

A 1 公益財団法人埼玉県芸術文化振興財団（以下「当財団」という）が彩の国さいたま芸術劇場（以下「劇場」という）の指定管理を受けている期間になりますので、まずは令和 6 年 3 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までになります。その後、指定管理の更新（通常 5 年間）を受けて、契約期間を延長する予定です。

※ 劇場は、埼玉県の施設で、平成 6 年 10 月の開館以降、当財団が管理運営を行っています。指定管理者制度（公の施設の管理運営をノウハウのある民間事業者等に委託できる制度）の導入以降、平成 18 年 4 月から、当財団は埼玉県と協定を締結し、劇場の指定管理者として管理運営を行っています。協定は 5 年間の期間（当初は 3 年間）で更新し、現在は令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までとなっています。

Q 2 契約期間内で万が一退去の場合、違約金などは発生しますか。

A 2 違約金は発生しません。ただし、契約期間内での退去は契約変更になるため事前の協議が必要です。

Q 3 契約終了後、退去時はどのような状態にしなければならないですか。（スケルトンの状態かそのままの状態かもしくは自社で用意したもののみ持ち帰りか）

A 3 原状（入居時の状態）に回復して引き渡していただきます。ただし、経年劣化及び通常の用途に従って使用した損耗等は除きます。自社で用意したものは持ち帰っていただきますが、次の事業者と協議し引き継いでいただくことは差し支えありません。

Q 4 公演開催の際、入口などにお店のチラシ等を配布することは可能ですか。

A 4 可能です。

Q 5 使用料の約定日、支払い方法はどのような形ですか。

A 5 約定日は、契約開始日である令和 6 年 3 月 1 日です。支払い方法ですが、これまでは、「管理手数料」（※）として、固定手数料（定額）と売上金の 3 % の変動手数料をお支払いいただいており、固定手数料は毎月末日、変動手数料は当財団からの請求書を受領した日から 30 日以内に、いずれも財団が指定する口座に振り込むこととしていました。支払い方法については、これを踏襲することで考えていますが、公募型サウンディング調査等を踏まえ、公募の際に決定します。

（※）営業許諾、施設使用（使用料や家賃）については、管理手数料の名目で徴収しています。

Q 6 定休日、営業時間の変更をする場合はいつまでに連絡をすれば可能ですか。また、イレギュラーの当日臨時休や営業時間の変更などは可能ですか。（台風、天候で明らかに売れない場合やインフルエンザなどの流行による営業停止の場合など）

A 6 臨時的な休業や営業時間の変更については、原則認めておりませんが、特段の事情がある場合には、変更希望日の1か月前までに御連絡をいただき、協議の上、決定します。なお、定休日や営業時間自体の変更（定休日の追加や営業時間の恒久的な変更など）は、周知期間も考慮し、変更の2か月前までに御連絡をいただき、協議を行います。

また、荒天等による売上の見込が立たないことを理由とした当日の休業や営業時間の変更は、認めておりません。ただし、自然災害等により劇場が休館となる場合や従業員の感染症罹患によって、営業の継続が困難だと認められる場合等には、臨時の休業や営業時間の変更を認めることがあります。

Q 7 家賃等の費用は税抜き価格ですか。

A 7 管理手数料はまだ確定していませんが、税込み価格で表記します。

Q 8 初期入居費用や契約金などがありますか。

A 8 ありません。

Q 9 退去時の費用は発生しますか。

A 9 当財団が退去費用を徴収することはありませんが、A 3 のとおり原状回復が必要ですので、その費用は発生します。